

地域包括支援センターだより

所在地：長万部町役場内
 電話：2-2016【内線170】 FAX：2-2931
 相談時間：8:30～17:15（土日祝、年末年始を除く）

👉 そこが知りたい介護保険：地域包括ケアシステムの構築にむけて

日本は、世界でも類を見ない急速な超少子高齢型人口減少社会に直面しています。国では、住み慣れた地域で安心して暮らしを続けられるよう、地域の支援やサービスを包括的・継続的につないでいく体制「地域包括ケアシステム」の構築をすすめています。

このシステムの目的は、病気になった時は医療サービスを、介護が必要になった時には介護サービスを、病気にも介護が必要な状態にもならず、生きがいを持ち元気に暮らすためには、生活支援や介護予防のサービスを行うというように、切れ目のない支援体制を地域全体でつくることにあります。

長万部町でも、体制づくりをすすめています！



※相談直通ダイヤルができました!! 介護保険に関する相談、高齢者にかかわる相談などなど
2-2016 までお気軽にご相談ください。



法テラス通信

法テラス八雲法律事務所 弁護士 小林 佑輔
 (函館弁護士会所属) ☎050-3383-8366



動かめ証拠

- 今月のお題は「証拠」についてです。裁判所は、民事事件でも刑事事件でも、証拠に基づいて事実を認定します。さて皆さんは、証拠というと何を思い浮かべるでしょうか。
- 「AさんとBさんが仲良く旅行しているのを見ました。」という供述、録音テープの音声、メール、LINE、フェイスブック、日記、写真…、これらは、すべて証拠です。実は、どのようなものも証拠になり得るのです。しかし、証拠にも実は優劣があります。キーワードは、今回のテーマである「動かめ証拠」であるかどうかです。
- 証拠としての価値が高いのは、やはり物的証拠です。改ざんのおそれがないければ、そのまま事実が認められます。契約書、領収書、預金通帳などが典型です。一方で、不貞行為があることを証明するには、目撃している人がいる、過去に浮気を認めていたというだけでは、まず認められません。つまり、「言った言わない」は弱いのです。そこで、メールやLINEの写真を残すことが大事になってきます。なお、メールやLINEを盗み撮りしていても、裁判所は証拠として扱ってくれます。
- 証拠の評価は、法律の専門家にしか判断できない面がありますので、必ず法律の専門家にご相談ください。法テラス八雲では、一定の資力基準を満たす方の無料法律相談を随時行っています。お困りの方は「法テラス八雲法律事務所（050-3383-8366）」まで、お気軽にお電話下さい。

(有料広告)

5月は
 「桜まつり」
 キャンペーン
 実施中!!

補聴器 体験会

試聴が大切です。

～より快適な補聴器を選ぶために～ **完全予約制**

最良の聴こえの第一歩は、あなたの聴こえ具合を知ることです。補聴器をお買い求めになる時は担当の専門員にご相談ください。

ほとんどの難聴は徐々に聞こえにくくなるので、自分では案外気づかないことがあります。補聴器をつけることで、様々な場面で生活の質の向上につながります。それぞれの「聞こえ」に合わせた、様々な補聴器をご提案いたしますので、まずは、お気軽にご相談ください。

試聴までの流れ
 自分に合った補聴器の選択のためには、お一人おひとりの聴力をきちんと測定することが大切です。



信頼の
No.1
 補聴器

アカツカ商会
 長万部町元町 ☎2-2603

富士電器商会
 長万部町大町 ☎2-2365

函館補聴器堂 聞こえの相談ダイヤル
 0120-413375